

2020年  
2月14日号  
特別号

## CCPA 規則案の改訂

執筆者: 松本 絢子、河合 優子

カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」)の規則案の改訂版(以下「新規則案」)が、2月7日及び10日に公表された。今回の改訂は、表記の修正といった形式的修正のほか実質的な修正も多く含んでおり、2月25日までパブリックコメント手続に付されている。

本ニューズレターでは、新規則案の変更内容のうち、特に注目すべきと思われる点を紹介する。なお、条文番号は新規則案の番号を示している。

### 1. 個人情報の定義

個人情報(personal information)の定義について、CCPA 及び従前の規則案の文言上、IP アドレス等はそれ単体であっても個人情報に該当すると考えられていたが、新規則案では、例示として、特定の消費者(consumer)や特定の世帯(household)に合理的に関連付けられない IP アドレスは、個人情報に該当しないと明示している(999.302(a))。

### 2. 個人情報の取得時における通知

個人情報の取得時に行うべき通知について、新規則案は、実例として、オンラインでの取得の場合は、当該事業者のトップページだけでなく個人情報を取得する全てのページにも、当該通知へのリンクを表示することとしている(999.305(a)(3)a)。また、モバイルアプリケーションを通じた取得の場合は、当該アプリケーションのダウンロードページのほか、当該アプリ内の設定メニュー等に、当該通知へのリンクを表示する方法を紹介している(999.305(a)(3)b)。オフラインでの取得の場合については、従前の規則案では、当該通知を印刷した紙の交付や当該通知をオンラインで掲載しているページへのリンクの掲示が挙げられていたが、これに加えて、対面や電話で個人情報を取得する場合は、口頭での通知も可能であるとした(999.305(a)(3)d)。

### 3. オプトアウト

オプトアウト権の通知が必要ない場合について、従前の規則案では、個人情報を売却しておらず、かつ、(オプトアウト権の通知が掲載されていない間には)その予定もないことが必要であったが、新規則案では「その予定がない」との要件が削除されている

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

(999.306(d))。

モバイルアプリケーションを通じて個人情報を取得している場合は、従前の規則案では、当該アプリのダウンロードページ又はランディングページに、“Do Not Sell My Personal Information”又は“Do Not Sell My Info”というリンクを置き、これをクリックすると遷移するページにオプトアウト権の通知へのリンクを表示しなければならなかったが、新規則案では、これに加え、当該アプリ内の設定メニュー等に、オプトアウト権に関する通知へのリンクを表示することもできるとされた(999.306(b)(1))。

また、オプトアウトボタンのデザインが予告どおり公表されている。ボタンの設置は義務ではないが、オプトアウト権の通知を行う場合に、“Do Not Sell My Personal Information”又は“Do Not Sell My Info”の文字列の左側に設置することができる。当該ボタンのサイズは、事業者のウェブサイトの他のボタンと同程度の大きさとする必要がある(以上について 999.306(f))。

オプトアウト要求を行う手段は、消費者にとって利用しやすく、また最小限のステップでなければならない(999.315(c))。また、事業者は、オプトアウト要求を受けた場合、遅くとも 15 営業日以内に対応する必要がある(999.315(f))。従前の規則案は 15 日としていたが、今回の改訂により、この日付は営業日ベースで算定することが明らかにされた。さらに、従前の規則案では、事業者は、オプトアウト要求を受ける前 90 日以内に売却をしていた第三者に対し、通知し、当該消費者の個人情報のさらなる売却を行わないよう指示しなければならないとされていたが、新規則案では、消費者によるオプトアウト要求の提出後かつ事業者の対応前に売却をした第三者に対し、通知し、当該消費者の個人情報を売却しないよう指示することとされた(999.315(f))。

#### 4. 開示要求及び削除要求への対応

事業者が開示要求及び削除要求を受けた場合の受領確認は、10 営業日以内に行う必要がある(999.313(a))。従前の規則案は 10 日としていたが、今回の改訂により、この日付は営業日ベースで算定することが明らかにされた。受領確認の方法は、当該要求の方法と同じ方法で足りる(例えば、電話で要求を受けた場合には、受領確認も電話で行えば良い)。

他方、実際に開示要求及び削除要求に応じる期限は、原則として、営業日ではなく暦日で 45 日以内であることが明記された(999.313(b))。

#### 5. 多数の個人情報を収集する事業者等の記録・開示義務

従前の規則案では、年間 400 万人以上の消費者の個人情報を受領・売却等する事業者は、消費者の権利行使の年間件数や所要日数をプライバシーポリシー等で開示するといった対応が必要とされていた。新規則案は、この数値基準を変更し、暦年で 1,000 万人以上の消費者の個人情報を受領・売却等する事業者に限定すると共に、プライバシーポリシーの改訂のタイミングを「毎年 7 月 1 日まで」と明記した(999.317(g))。

以上のほか、プライバシーポリシーの記載項目、金銭的インセンティブや差別の禁止に関する規律、消費者の権利行使における正当性の確認(verification)等についても改訂がなされている。今後、パブリックコメントを経て CCPA 規則がどのような内容で確定するのか、引き続き注目される。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a.matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a.matsumoto@jurists.co.jp)

2005 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013 年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ  
**河合 優子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y.kawai@jurists.co.jp](mailto:y.kawai@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。2013 年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014 年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、データ関連法制、ライセンス・電子商取引その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱、医療・遺伝子関連データの取扱等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは <https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/> に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020